

議案第69号

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例

川崎市福祉事務所条例（昭和26年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。